(五)　鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の三分の一（改正前二分の一）とした上、その対象資産の取得期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(六)　次のとおり課税標準の非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一四条関係）

(2)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　鉄道施設等の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の鉄道の駅等の改良工事で周辺の都市機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二四年度分まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　政府の補助を受けて取得された一定の太陽光を電気に変換する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(8)　新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の取得又は改築の期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一六条の二関係）

(七)　次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

(1)　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から家屋及び償却資産を除外することとした。（第三四九条の三関係）

(2)　倉庫業者又は港湾運送業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等又は上屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から上屋を除外した上、その対象資産の新設又は増設の期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（以下「平成二三年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成二六年三月三一日までの間に新設した設備のうち一定の小規模な無線設備に係る課税標準をその価格の二分の一とし、一定の小規模な無線設備以外の無線設備にあってはその価格の四分の三（当該設備のうち一定の地域を対象とするもので、平成二三年改正法の施行の日の翌日から平成二四年三月三一日までの間に新設されたものにあっては、その価格の二分の一）とし、一定の放送番組を制作するための設備にあってはその価格の四分の三（当該設備のうち平成二四年四月一日から平成二六年三月三一日までの間に新設されたものにあっては、その価格の五分の四）とした上、その対象資産の新設期限を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から充電設備を除外した上、その対象資産の取得期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　鉄軌道事業者等が取得した新造車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の三分の一（改正前四分の一）とした上、その対象資産の取得期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の三分の二（改正前二分の一）とし、このうち一定の小規模な鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する場合においてはその価格の五分の三とした上、その対象資産の取得期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の五分の三（改正前二分の一）とし、このうち特定都市再生緊急整備地域で施行された認定事業により取得したものにあってはその価格の二分の一とした上、その対象資産の取得期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(8)　港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象者を港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に同法による改正前の港湾法に規定する認定運営者であるものとし、対象港湾を同号に掲げる規定の施行の際現に指定港湾であるものとした上、その対象資産の取得期限を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）